

X（旧 Twitter）福井県京都事務所アカウント運営管理要領

（目的）

第1条 この要領は、X（旧 Twitter）内の福井県京都事務所アカウントを利用した情報発信における適正な運営管理に関し必要な事項を定める。

（管理責任者）

第2条 福井県京都事務所アカウントの管理責任者は、京都事務所長とする。

（情報発信）

第3条 管理責任者は、福井県京都事務所アカウントへの情報発信を行う職員を情報発信責任者として指定しなければならない。

2 管理責任者および情報発信責任者は、福井県京都事務所アカウントへの積極的な情報発信を行うものとする。

（発信する情報の内容）

第4条 福井県京都事務所アカウントへ発信する情報の内容は、原則として次のとおりとする。

- （1）京都事務所が開催するイベントを告知するためのもの。
- （2）福井県のイベントなど観光情報を提供するためのもの。
- （3）福井ゆかりの店が実施するイベントなど物産情報を提供するためのもの。
- （4）その他、県内の情報で福井県京都事務所アカウントによる情報発信が県にとって有益であると考えられるもの。

（情報発信の手続）

第5条 情報発信責任者は、福井県京都事務所アカウントへの情報発信を行うときは、管理責任者に報告するものとする。

（問題発生時の対応）

第6条 福井県京都事務所アカウントへの情報発信において炎上等の問題が発生したことを発見した職員は、直ちに管理責任者に連絡しなければならない。

- 2 前項の連絡を受けた管理責任者は、情報発信責任者に適切な対策を講じるよう指示するものとする。
- 3 管理責任者は、前項の対応についてその内容を記録するとともに、最高情報統括責任者（CIO）に報告しなければならない。

（情報発信における留意事項）

第7条 管理責任者および情報発信責任者は、次の点に留意しなければならない。

- （1）福井県ホームページに掲載する情報について情報発信を行うときは、その公開と調整を行

うこと。

- (2) 福井県ホームページまたは国、地方自治体その他民間等の外部のホームページに掲載している情報を福井県京都事務所アカウントでPRする場合は、URLを必ず添付すること。また、外部のホームページについては、その情報の信頼性を十分に確認すること。
- (3) 発信する情報内容には十分留意し、安易に何度も訂正情報の発信を行わないように務めること。

(その他)

第8条 管理責任者および情報発信責任者は、「福井県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守すること。